

## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う保険料払込猶予期間の延伸

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している状況を踏まえ、全国の郵便局（※）およびかんぽ生命各支店において、現在実施している非常取扱いに加え、保険料払込猶予期間の延伸を実施いたします。

※簡易郵便局を除きます。

### 1 保険料の払込猶予期間の延伸

(1) 対象地域

東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県

(2) 対象契約

保険契約者さまの居住地又は勤務地が対象地域となる保険契約

(3) 取扱内容

保険契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長 6 か月間延伸いたします。

### 2 非常取扱い（実施中）

保険契約者さまからのお申し出により必要書類を一部省略するなどの簡易迅速なお取り扱いにつきましても、引き続き実施しております。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	基本契約の解約（解除）及び解約返戻金（還付金）の支払い	2020 年 3 月 19 日（木）から 当面の間
2	特約の解約（解除）及び解約返戻金（還付金）の支払い	
3	普通貸付金の支払い	
4	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）	
5	契約者配当金の支払い	

(ご参考) その他の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う取り組みの継続について

これまで 2020 年 4 月 8 日 (水)、16 日 (木) にお知らせしている新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う取り組みについても、引き続き継続してまいります。詳細は株式会社かんぽ生命保険の Web サイト<リンク先掲載: <https://www.jp-life.japanpost.jp/news/coronavirus/index.html>>をご確認ください。

[主な取り組み]

- ・ 4 月 8 日公表: 新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急事態宣言に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、都道府県が用意した宿泊施設などにおいて療養した場合などにおいて、医師の証明書など(入院治療状況証明書もお取り扱いできます。)をご提出いただくことで、入院保険金の支払い対象としてお取り扱いいたします。

<リンク先掲載: [https://www.yuchokampo.go.jp/topics/pdf/kyuen\\_taisaku\\_R20408.pdf](https://www.yuchokampo.go.jp/topics/pdf/kyuen_taisaku_R20408.pdf)>

- ・ 4 月 16 日公表: 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う保険金の倍額支払のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合も、死亡保険金に加えて「保険金の倍額支払」の対象として、保険金をお支払いいたします。

<リンク先掲載: [https://www.yuchokampo.go.jp/topics/pdf/kyuen\\_taisaku\\_R20416.pdf](https://www.yuchokampo.go.jp/topics/pdf/kyuen_taisaku_R20416.pdf)>

### 3 お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950 (フリーダイヤル)

受付時間 平 日 9:00~21:00

土、日、休日 9:00~17:00 (1月1日から3日を除きます。)